

平成二十一年七月十日受領
答弁第六二四号

内閣衆質一七一第六二四号

平成二十一年七月十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣
河村 建夫

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件における検察庁の責任に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件における検察庁の責任に関する第三回質問に対する答弁書

一について

検察当局においては、御指摘の事件に関し、再審公判の推移も踏まえつつ、捜査公判上の問題点を検討するものと承知している。

二について

御指摘の菅家氏を起訴した検察官に対し、お尋ねの謝罪又は退職金の返納を自主的に行うよう求めることは、現時点では考えていない。